

## ○防衛省訓令第 号

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 6 月 日

防衛大臣 岸 信夫

## 防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

防衛省行政文書管理規則（平成 23 年防衛省訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の報告は、<u>内部部局の各局</u>の文書管理者にあっては、主任文書管理者を通じて行うものとする。</p> <p>（保存期間）</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 第 15 条第 3 号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。ただし、ファイル作成日から 1 年以内の日であって 4 月 1 日以外の日又は<u>ファイル作成日の属する年度</u>の翌々年度の 4 月 1 日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。</p> <p>12・13 [略]</p> <p>別表第 2（第 23 条関係）</p> <p style="text-align: center;">保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>次の表の事項の欄</u>の事項に係る歴史公文書等の具体例は、<u>歴史公文書等の具体例の欄</u>のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等に移管することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">歴史公文書等の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [略]</p>	事 項	歴史公文書等の具体例	[略]		<p>第 8 条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 前項の報告は、<u>各局</u>の文書管理者にあっては、主任文書管理者を通じて行うものとする。</p> <p>（保存期間）</p> <p>第 17 条 [同左]</p> <p>2～10 [同左]</p> <p>11 第 15 条第 3 号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。ただし、ファイル作成日から 1 年以内の日であって 4 月 1 日以外の日又は<u>文書作成取得日の属する年度</u>の翌々年度の 4 月 1 日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。</p> <p>12・13 [同左]</p> <p>別表第 2（第 23 条関係）</p> <p style="text-align: center;">保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ <u>以下の左欄</u>の事項に係る歴史公文書等の具体例は、<u>右欄</u>のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等に移管することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">歴史公文書等の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[同左]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [同左]</p>	事 項	歴史公文書等の具体例	[同左]	
事 項	歴史公文書等の具体例								
[略]									
事 項	歴史公文書等の具体例								
[同左]									
備考 表中の [ ] の記載は注記である。									

## 附 則

この訓令は、令和 4 年 6 月 日から施行する。